



発行 新潟県

第 84 号

平成25年10月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

56 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（国保・福祉指導課）

告 示

- 1221 保安林の指定（治山課）
- 1222 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1223 公共測量の実施通知（監理課）
- 1224 公共測量の実施通知（監理課）
- 1225 道路の区域変更（道路管理課）
- 1226 道路の供用開始（道路管理課）
- 1227 道路の区域変更（道路管理課）
- 1228 道路の供用開始（道路管理課）
- 1229 道路の区域変更（道路管理課）
- 1230 道路の供用開始（道路管理課）
- 1231 道路の区域変更（道路管理課）
- 1232 道路の供用開始（道路管理課）
- 1233 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 1234 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 1235 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 1236 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1237 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 特定施設の新設（商業振興課）

病院局公告

特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

監査委員公表

監査結果公表（監査委員事務局）

公安委員会規則

12 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

公安委員会告示

94 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第56号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p>第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1) <u>訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護又は<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>のうちいずれか2以上の介護サービス</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護又は<u>複合型サービス</u>のうちいずれか2以上の介護サービス</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は<u>複合型サービス</u>のうちいずれか2以上の介護サービス</u></p> <p>(14) (略)</p>	<p>(別表備考の一体的に提供している場合)</p> <p>第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。</p> <p>(1) <u>訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護のうちいずれか2以上の介護サービス</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>訪問看護、介護予防訪問看護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>(14) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1221号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年10月25日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区切越字水木557の1、558の1
- 2 指定の目的

なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1222号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年10月25日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市下々条町2863番地 松川 武司
(理事長)

退任年月日 平成25年10月15日

◎新潟県告示第1223号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(糸魚川地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 湯川内地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成25年10月15日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市 湯川内ほか 地内

◎新潟県告示第1224号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
- 2 作業期間 平成25年9月16日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市内一円

◎新潟県告示第1225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山熊田府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市荒川口字ヲソノ淵282番1から	新	9.2~22.0メートル	391.6メートル
同市塔下字大淵465番まで	旧	8.0~16.0メートル	405.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道北中府屋停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北中府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市荒川口字ヲソノ淵 282 番 1 から	新	9.2～22.0メートル	391.6メートル
同市塔下字大淵465番まで	旧	8.0～16.0メートル	405.6メートル

備考 路線の重用
全区間県道山熊田府屋停車場線と重用

◎新潟県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 山熊田府屋停車場線
- 2 供用開始の区間
村上市荒川口字ヲソノ淵282番1から同市塔下字大淵465番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月25日

◎新潟県告示第1227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市新屋字下川原三 2693 番 3 から	新	9.2～29.0メートル	443.2メートル
同市中新保字石郡田483番まで	旧	9.2～24.0メートル	444.9メートル

◎新潟県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間
村上市新屋字下川原三2693番3から同市中新保字石郡田483番まで

3 供用開始の期日 平成25年10月25日

◎新潟県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大面保内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市長嶺字狭間1446番甲から	新	5.0～16.4メートル	110.4メートル
同市長嶺字狭間1422番3まで	旧	3.7～5.9メートル	112.1メートル

◎新潟県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大面保内線
- 2 供用開始の区間
三条市長嶺字狭間1446番甲から同市長嶺字狭間1422番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月25日

◎新潟県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市一村尾223番3から	新	8.0～13.4メートル	204.4メートル
同市一村尾256番1まで	旧	8.0～13.2メートル	203.9メートル

◎新潟県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市一村尾223番3から同市一村尾256番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月25日

◎新潟県告示第1233号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川新川水系大通川
- 2 河川管理施設の名称または種類
大通川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
燕市米納津16324番地先から燕市米納津16213番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 燕市長 鈴木 力
住所 燕市日之出町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年3月29日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1234号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川新川水系大通川
- 2 河川管理施設の名称または種類
大通川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
燕市野本2167番地先から燕市粟生津6160番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 燕市長 鈴木 力
住所 燕市日之出町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成25年3月29日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1235号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年10月25日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川新川水系大通川
- 2 河川管理施設の名称または種類
大通川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
燕市粟生津字山王2405－5番地先から燕市粟生津字山王2403－1番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 燕市長 鈴木 力
住所 燕市日之出町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年3月29日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平中野俣地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平蔵沢地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	土石流
平中野俣(1)地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	土石流
平中野俣(2)地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	土石流
平中野俣(3)地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	土石流
栗山沢(2)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(4)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(3)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

栗山沢地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(5)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(6)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(7)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(8)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(9)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	土石流
栗山沢地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	地すべり
川向地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	地すべり
栗山沢上地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	地すべり
島田地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島田(2)地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉ヶ沢地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	土石流
沢入地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	土石流
滝之下地区	長岡市滝の下町、栃尾旭町、谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(1)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(2)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(3)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(4)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(5)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(6)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(7)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(8)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(9)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上中条(10)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(11)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯谷入沢地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米沢(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米沢(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢(3)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
山越沢地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
川久保(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
川久保(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
宮平治沢地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
東光寺沢地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
山田2地区	魚沼市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(1)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米沢(3)地区	魚沼市山田、米沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砥ノ入沢(1)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
砥ノ入沢(2)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流

布場ノ沢(1)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
布場ノ沢(2)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
上田ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
中田ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
下田ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
御堂ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
前山地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東琴浦(1)地区	佐渡市琴浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東琴浦(2)地区	佐渡市琴浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(1)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(2)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(3)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(4)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(5)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ジゾウ谷地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平中野俣地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平蔵沢地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	土石流
平中野俣(1)地区	長岡市平中野俣	次の図のとおり	土石流
栗山沢(2)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(3)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(6)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(7)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山沢(8)地区	長岡市栗山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島田地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島田(2)地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉ヶ沢地区	長岡市栃尾島田	次の図のとおり	土石流
滝之下地区	長岡市滝の下町、栃尾旭町、谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(1)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(2)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(3)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(4)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(5)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(6)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(7)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(8)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中条(10)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上中条(11)地区	三島郡出雲崎町大字上中条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-----------	--------------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米沢(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米沢(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢(3)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
川久保(1)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
川久保(2)地区	魚沼市米沢	次の図のとおり	土石流
山田2地区	魚沼市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(1)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米沢(3)地区	魚沼市山田、米沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砥ノ入沢(2)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
布場ノ沢(2)地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
上田ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
中田ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流
下田ノ入地区	魚沼市山田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東琴浦(1)地区	佐渡市琴浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東琴浦(2)地区	佐渡市琴浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(1)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(2)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(3)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(4)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿根木(5)地区	佐渡市宿根木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 ホームセンタームサシ村上店
 所在地 村上市大字仲間町386番地
 設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 代表取締役 坂本 勝司
 (変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 代表取締役 坂本 勝司
 (変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
- 3 変更年月日
 平成25年2月20日
- 4 変更の理由
 社長交代のため。
- 5 届出年月日
 平成25年10月16日
- 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成25年10月25日から平成26年2月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田舟入ショッピングセンター

所在地 新発田市舟入町3丁目651外

設置者 株式会社ウオロクほか2者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・アークランドサカモト株式会社

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・アークランドサカモト株式会社

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

3 変更年月日

平成25年2月20日

4 変更の理由

社長交代のため。

5 届出年月日

平成25年10月16日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成25年10月25日から平成26年2月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アークプラザ見附
所在地 見附市上新田町字下野沖404-1
設置者 日生不動産株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) アークランドサカモト株式会社ほか3者
(変更後) アークランドサカモト株式会社ほか1者
- 3 変更年月日
 - ・2(1)に関する事項
平成25年2月20日
 - ・2(2)に関する事項
平成25年9月7日
- 4 変更の理由
 - ・2(1)に関する事項
社長交代のため。
 - ・2(2)に関する事項
撤退等があったため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、見附市産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡アークプラザ北
所在地 長岡市古正寺町中割159-1外
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか1者
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
-

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

- 3 変更年月日
平成25年2月20日
- 4 変更の理由
社長交代のため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ランドクラブ長岡
所在地 長岡市南七日町53番地9
設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) ランドジャパン株式会社ほか4者
(変更後) アークランドサカモト株式会社ほか4者
- 3 変更年月日
 - ・ 2(1)に関する事項
平成25年2月20日
 - ・ 2(2)に関する事項
平成23年2月20日
- 4 変更の理由
 - ・ 2(1)に関する事項
社長交代のため。
 - ・ 2(2)に関する事項
合併により変更になったため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間

平成25年10月25日から平成26年2月25日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アークプラザ柏崎
所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1外
設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 坂本 勝司
（変更後）代表取締役 坂本 雅俊
- 3 変更年月日
平成25年2月20日
- 4 変更の理由
社長交代のため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ホームセンタームサシ十日町店
所在地 十日町市丑900番地2外
設置者 アークランドサカモト株式会社
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 坂本 勝司

- (変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
- 3 変更年月日
平成25年2月20日
- 4 変更の理由
社長交代のため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡アークプラザ南
所在地 長岡市古正寺町字中割56外
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
- ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 三条市大字上須頃445番地
(変更後) 三条市上須頃445番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
- (変更前) アークランドサカモト株式会社ほか5者
(変更後) アークランドサカモト株式会社ほか4者
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
 - ・ほか1者
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 三条市大字上須頃445番地

(変更後) 三条市上須頃445番地

- 3 変更年月日
 - ・ 2 (1)に関する事項
平成25年2月20日
 - ・ 2 (2)に関する事項
平成20年1月1日
 - ・ 2 (3)に関する事項
平成25年10月7日
 - ・ 2 (4)に関する事項
平成25年2月20日ほか
 - ・ 2 (5)に関する事項
平成20年1月1日
- 4 変更の理由
 - ・ 2 (1)に関する事項
社長交代のため。
 - ・ 2 (2)に関する事項
住所表記方法が変更になったため。
 - ・ 2 (3)に関する事項
小売業者が撤退したため。
 - ・ 2 (4)に関する事項
社長交代等のため。
 - ・ 2 (5)に関する事項
住所表記方法が変更になったため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡アークプラザ南
所在地 長岡市古正寺町字中割56外
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ・ アークランドサカモト株式会社(ムサシプロ棟)
(変更前) 午前10時
(変更後) 午前7時

- 3 変更を予定する年月日
平成25年10月28日
- 4 変更の理由
小売業者の変更に伴い、営業時間を変更するため。
- 5 届出年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 (仮称)クスリのアオキ川原町店
所在地 上越市川原町865-2外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成25年6月14日
- 3 意見の概要
(1) 上越市からの意見の概要
・街並みづくり等への配慮等
当該建築物の規模が延べ面積500㎡又は高さ13mを超えるものであるため、事前に景観の届出をいただきたい。
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年10月25日から平成25年11月25日まで

特定施設の新設について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村(当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。)の住民等(当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。)は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名称 ・ 福田アセット&サービス株式会社
・ ほか8者
 - (2) 住所 ・ 新潟市中央区西堀通二番町778番地
・ ほか8者
 - (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役 樋口 孝夫
・ ほか8者
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (1) 名称 ・ 新潟ジョーシン株式会社
・ ほか12者
 - (2) 住所 ・ 上越市藤野新田1174番地3
・ ほか12者
 - (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役 山中 庸隆
・ ほか12者
- 3 特定施設の名称
長岡マーケットモール
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
- (1) 所在地 長岡市古正寺町字中割203外110筆
 - (2) 敷地の面積 61,607平方メートル
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
 - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
平成26年4月(予定)
- 6 特定施設の新設をする日
平成26年4月(予定)
- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
- (1) 特定施設の床面積の合計
17,916平方メートル
 - (2) 特定施設の店舗面積の合計
12,071平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
- (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約13,400人
 - (2) 特定施設の集客を予定している区域
長岡市の区域
- 9 届出年月日
平成25年10月18日
- 10 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工振興課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)
- 11 縦覧期間
平成25年10月25日から平成26年1月25日まで

病院局公告

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 調達件名及び数量
医療情報システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立津川病院経営課
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成25年8月27日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟県新潟市中央区米山2-5-1
- 7 契約金額
119,700,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年10月25日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 林 林 一

新潟県監査委員 桜 井 甚 一

新潟県監査委員 石 上 和 男

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
政策課	平成25年 7月29日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
広報広聴課	平成25年 8月 1日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
行政改革推進室	平成25年 7月29日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
政策評価室	平成25年 8月 1日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
国際課	平成25年 8月23日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
東京事務所	平成25年 7月 1日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
財政課	平成25年 7月30日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
人事課	平成25年 7月30日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
地域政策課	平成25年 7月23日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
情報政策課	平成25年 7月23日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
統計課	平成25年 8月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 会場変更の事務処理に関する事項
税務課	平成25年 8月23日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 平成24年9月から平成25年3月までの法人二税の確定申告による中間納付額の還付において、還付加算金の計算に誤りがあり、1,004法人に対して合計2,030,000円の還付不足額を発生させたものがあった。 税の信頼性及び公正性を損なうことのないよう、適正な事務処理を徹底されたい。
管財課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消費者行政課	平成25年 8月29日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
広域支援対策課	平成25年 8月 7日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
環境企画課	平成25年 7月29日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
環境対策課	平成25年 8月29日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

廃棄物対策課	平成25年 8月19日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
--------	-------------	--------	--------------------------------	---------

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
防災企画課	平成25年 7月29日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
危機対策課	平成25年 7月17日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
福祉保健課	平成25年 8月 1日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分307件12,940,998円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
医務薬事課	平成25年 7月17日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報の紛失・流出に関する事項 適正と認めた。
健康対策課	平成25年 8月 6日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業政策課	平成25年 8月 1日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 商工会議所連携強化補助金について、補助目的、補助対象経費、補助基準額及び補助率等を明らかにするための補助金交付要綱が作成されていなかった。 昭和54年4月2日付け財内第24号の総務部長通知に基づき、補助金交付要綱を作成されたい。
産業立地課	平成25年 8月 6日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 適正と認めた。
職業能力開発課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
観光局交流企画課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
観光局観光振興課	平成25年 7月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域農政推進課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
経営普及課	平成25年 8月 6日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 1 林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分46件57,778,042円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分10件15,356,514円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 3 農業関係雇用創出基金事業の委託料返還請求に係る過年度収入について、決算日現在、過年度調定分14件18,951,653円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項
畜産課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
監理課	平成25年 8月 7日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
技術管理課	平成25年 8月19日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
用地・土地利用課	平成25年 7月12日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
道路管理課	平成25年 8月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
河川管理課	平成25年 8月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
都市局都市政策課	平成25年 7月 8日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
都市局建築住宅課	平成25年 7月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
都市局営繕課	平成25年 7月 8日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
交通政策課	平成25年 8月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
港湾振興課	平成25年 7月26日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
港湾整備課	平成25年 7月17日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

空港課	平成25年 7月23日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
-----	-------------	--------	--------------------------------	---------

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に伴う事務処理に関する事項
会計検査課	平成25年 7月31日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農村整備部	平成25年 7月30日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 6月20日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
県税部	平成25年 8月 1日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
農林振興部	平成25年 7月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
新津農業振興部	平成25年 7月16日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
津川地区振興事務所	平成25年 7月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 電話設置工事、印刷製本料及び新潟県林業関係補助金(県単林道事業)に係る執行について、支出事務を怠ったため、会計年度所属区分を超えて支出したものがあつた。 予算の管理及び会計年度所属区分の確認を徹底されたい。
新潟港湾事務所	平成25年 7月 3日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 (注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成25年 6月26日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

地域整備部	平成25年 7月16日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>平成22年度から平成24年度までの河川占用許可における手続等で、担当職員が事務処理を怠ったため河川占用料で多額の調定未了を生じさせたほか、決裁権者の決裁を受けずに収入調定をしたもの、収入調定をしたが過徴収となって相手方に返還する必要が生じたもの、提出された許可申請書を紛失した可能性のあるものが判明するなど不適切な事務処理がされていた。</p> <p>河川占用許可手続等でこうした不適切な事務処理が起きたこと、また未然に防止できなかったことは、行政に対する県民の信頼を大きく損なう極めて憂慮すべき事態である。</p> <p>再発防止のため管理監督者の業務管理を徹底させるとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、住民の信頼回復に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項</p>
-------	-------------	--------	--------------------------------	---

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 7月 3日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
県税部	平成25年 8月21日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成25年 7月12日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成25年 9月 4日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成25年 7月24日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	平成25年 6月25日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 1 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分604件4,054,570円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 障害福祉費負担金(児童福祉施設)収入について、決算日現在、過年度調定分100件2,618,700円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 個人情報の紛失・流出に関する事項
農林振興部	平成25年 7月 8日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
農林振興部 上越東農林事務所	平成25年 7月 8日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	平成25年 7月 2日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで	(指摘事項) 職員が平成24年4月9日公用車を運転中、安全確認を怠り交差点に進入したため、右側から進行してきた車両と衝突したなどの交通事故が2件あり、相手方に726,224円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として596,536円支出したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項 交通事故に伴う事務処理に関する事項
地域整備部 上越東維持管理事務所	平成25年 7月 2日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
直江津港湾事務所	平成25年 8月20日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成25年 7月 2日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林水産振興部	平成25年 7月23日から 平成25年 7月24日まで	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	平成25年 7月23日から 平成25年 7月24日まで	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項

(議会事務局・各種委員会)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
監査委員事務局	平成25年 7月23日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
総務課	平成25年 8月 8日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
財務課	平成25年 8月 6日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
福利課	平成25年 9月 4日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。
高等学校教育課	平成25年 8月 7日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(指摘事項) 新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,256件58,040,551円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
生涯学習推進課	平成25年 8月 7日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
文化行政課	平成25年 8月 8日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上
保健体育課	平成25年 7月17日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	同 上

企業会計

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本 庁	平成25年 7月10日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	適正と認めた。

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月25日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）、 <u>高田町3丁</u>	十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部（五軒新田、入山）、伊達の一部（伊達本村）

			目、丸山町、稲荷町3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町
	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻 上越市吉川区のうち梶、神田町、長沢、坪野内、町田、六万部、田尻、山方(586・603番地を除く。)、西野島、下八幡、竹直、長峰、大滝、片田、天林寺、河沢、十町歩、顕法寺、中谷内、下深沢、山口、杜氏の郷、原之町の一部(2559番地から2681番地まで)
	(略)		
山直海駐在所	(略)	(略)	
	(略)		
(略)			

	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)	上越市柿崎区柿崎	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻
	(略)		
山直海駐在所	(略)	(略)	
梶駐在所	上越市吉川区梶	上越市吉川区のうち梶、神田町、長沢、坪野内、町田、六万部、田尻、山方(586・603番地を除く。)、西野島、下八幡、竹直、長峰、大滝、片田、天林寺、河沢、十町歩、顕法寺、中谷内、下深沢、山口、杜氏の郷、原之町の一部(2559番地から2681番地まで)	
	(略)		
(略)			

附 則

この規則中別表上越警察署の部の改正は平成25年10月31日から、その他の改正は公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第94号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成25年10月25日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成25年11月25日（月）から平成25年12月4日（水）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル1

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成25年10月30日（水）から平成25年10月31日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成25年11月13日（水）から平成25年11月14日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110（代表）